特記仕様書（地質調査業務）

1. 適用範囲

本特記仕様書は、魚沼市産業経済部建設課が実施する以下の業務委託に適用する。

委託番号：5 魚建委第 4 号

委託名：市道自然公園コスモス線法面等変動観測業務委託

本業務に特記使用書に定めがないものは、「測量・設計・調査業務委託標準仕様書（新潟県土木部）」（以下、「標準仕様書」という。）に従うものとする。

2. 作業内容

本業務は、地すべりの活動状況および市道への地すべり活動の拡大兆候の有無等を把握する目的で、地盤傾斜計観測を行うものである。

3. 業務項目

①地盤傾斜計設置・撤去　　3 基　※1

②半自動観測データ集積　　12 箇所/回（1 回/月×6 か月×観測局 2 箇所）　※2

③半自動観測保守・点検　　3 箇所

④半自動観測資料整理　　18 箇所/回（1 回/月×6 か月×傾斜計 3 箇所）

※1：別紙機器設置箇所図参照　法面上部に 2 基、法面下部に 1 基

※2：別紙機器設置箇所図参照　観測局①、②

4. 留意事項

再委託の禁止

受注者は、委託業務の処理について、その全部又は大部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者に申請し、その承諾を得たときは、この限りでない。

業務実績情報システム（テクリス）

契約金額が 100 万円以上の業務は、業務実績情報システムに基づき、受注・変更・完了の業務実績情報を作成し、監督員の確認を受けたうえで契約締結後の 15 日以内に登録を行うこと。

5. 照査の実施

受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

6. 業務計画書

受注者は、契約締結後１４日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

7. 資料の貸与及び返却

監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督員に返却するものとする。

8. 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務等委託契約の変更を行うものとする。

(1)業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合

(2)履行期間の変更を行う場合

(3)監督員と受注者が協議し、業務等施行上必要があると認められる場合

9. 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

10. 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。